平成２２年（フ）第４９２号
大津市大萱５丁目３番20号　レイクヴィラ102
債務者　長谷川政美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９３号
滋賀県彦根市平田町715番地１　201号、前住所滋賀県彦根市平田町588番地１
債務者　富永　三鈴
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２３２号
滋賀県東近江市東沖野１丁目３番５号　メゾン・ド・コンフォール201号
債務者　吉田　睦子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２３６号
滋賀県彦根市宇尾町505番地18
債務者　加茂　秀人
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２３７号
滋賀県東近江市今堀町431番地１
債務者　畑　　榮一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２３８号
滋賀県東近江市今堀町431番地１
債務者　畑　　信子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４２号
滋賀県彦根市池州町15番26号　ハイツエトアール202号室
債務者　村田麻有実
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４３号
滋賀県彦根市高宮町894番地３　レオパレス高宮Ａ207号、前住所福岡県糸島市東810番地３
債務者　藤波　良樹
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２４５号
滋賀県彦根市高宮町1482番地24
債務者　中島千鶴子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８０５号
広島市西区井口１丁目６番１―303号
債務者　中　　聖子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７９号
広島市東区尾長東３丁目12番18号　ひかり荘２号室
債務者　三谷　優子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８３号
広島市安佐北区落合３丁目15番26―203号
債務者　森岡　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９９号
広島市西区南観音７丁目７番９―501号　岩中マンション
債務者　砂田　真弓
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７７号
愛媛県松山市津和地1032番地
債務者　柳原　健司
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５０７号
愛媛県東温市北方3025番地
債務者　梅崎小枝子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５１３号
愛媛県松山市室町２丁目５番３号　ナルカワコーポ201号
債務者　仲谷　法子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６５３号
高知県香南市香我美町山北640番地８　サンサンアルバ203号、申立時の住所高知県香南市香我美町下分626番地１
債務者　谷　　千刃
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで　高知地方裁判所破産係